

《研究ノート》

英国のニュー・レイバーの経済政策（その2）

江 藤 勝

はじめに

この「研究ノート」は、本「紀要」の前号、「東京経大会誌第271号」に掲載された、当方の「研究ノート」の続篇である。勿論、本「研究ノート」のテーマは、上記のように、「英国のニュー・レイバーの経済政策」であるが、そのニュー・レイバーの誕生に至る経緯と背景を明らかにするため、前号の「研究ノート」においては、先ず、20世紀初頭以降の英国の主要政党の主要経済政策及びそれと不可分な経済実態変遷の概略を述べた。

さらに前号では、1997年から始まったブレア・ニュー・レイバー政権の経済政策に、直接的かつ最も影響を与えたと見られる、1979年の総選挙に大勝し、成立したサッチャー保守党政権及びその後継政権であるメージャー政権の経済政策と、それがもたらした経済実態の変化を明らかにするため、その第一段階としての、サッチャー政権の主要経済政策の「総論的」整理までを行った。

このため、本稿では、引き続きサッチャー及びメージャー政権が実施した、主要経済政策の具体的内容の紹介と評価を行う。[以下の(B)部分からが、「紀要」前号の当方の「研究ノート」の265頁の文末に続くものである。また、この研究ノートの「タイトル」に、前号の研究ノートに続く二回目の研究ノートであるため、(その2)を追加したことをお断りする。]

(B) サッチャー政権の主要経済政策の具体的内容とその評価

前号では、サッチャー政権の具体的政策は、大別して、(1)「インフレ抑制策」、(2)「サプライサイド強化策」、(3)「賃金・労働政策」、(4)「社会保障・教育政策」と整理した。以下では、それらのうち、主として、(1)から(3)までの政策の具体的内容がどのようなものであったかを整理し、評価を行うこととする。但し、本号ノートに於いて、はこの番号順で整理・評価を終えるが、(1)の「インフレ抑制策」は、その中身が単なるマネーサプライ操作による、物価抑制政策ではない、財政・金融政策を中心とする、所謂マクロ経済安定政策であり、マクロのインフレ率は勿論、経済成長率・景気動向・雇用動向・金利や為替動向・国際収支動向等、広範な分野との関連で分析・整理する必要がある。このため、上記他の政策より、より多数の紙数を要するため、本号では、サッチャー政権初期の、マネーサプライ抑制策の内

容及び、財政・金融政策の中身とその結果についてのみ整理し、残る部分は、次号に於いて取りまとめることとする。

（なお、同様な政策が、メージャー政権で継承された場合は、メージャー政権の政策ではあるが、別立ての章・節での分析を行わず、以下の分析の中で行う。）（また、本号及び今後さらに執筆を継続する予定の各ノートの『参考文献』については、第一号「ノート」である前号ノートの終わりに掲げた参考文献以外で、新たに参考としたもののみを、新規追加分として記すこととした。）

（1）「インフレ抑制策」として具体的に掲げられたのは、①マネーサプライの計画的抑制、②公共部門借入所要額（PSBR）の計画的削減、③公共支出の縮小、④物価委員会等の廃止、さらに、これらに加えて「公定歩合等金利の引上げ」による金融引締政策の堅持であった。

これらについては、政権発足後の80年3月に予算案と同時に発表された、「中期財政金融戦略」に於いて、ポンド建M₃の84年度までの年率抑制目標値、PSBRの対GDP比目標値、公共部門支出の対前年比伸び率目標値を公表した。（図表-7参照）。

マネーサプライを始めとするこれら目標値は、84年まで毎年減少するものであり、この減少を継続させることにより、インフレ抑制が可能になるとした。このため公共支出の削減のためには、直ちに公務員数及び人件費削減、並びに国有企業への補助金・住宅関係費・教育関係費等の削減を行い、財政スパンディングからのマネーサプライの増大を防ぐことを重視すると同時に、インフレ抑制を目的とした最低貸出し金利の引上げも行った。（79年中に12.5%から17%への引上げ）。また、市場の自由価格メカニズムの活用を図るため、物価・消費者保護省を廃止し、価格・配当規制も廃止された。

これらサッチャー政権初期の計画に含まれる、マネーサプライ以外のインフレ抑制のための他の政策についての結果を見ると、PSBR、公共部門支出抑制等の実績は削減目標値を上回った。

即ち、政府の一般会計の収入・支出目標と実績をみると、収入面では、81年及び83年度は増収目標値を超え、支出面では81年および82年度に削減目標値を下回り、PSBRの対GNP目標値は、同じく81年・82年度に削減目標値を下回った（借入額が、目標額より増加した）。しかし、いずれも大幅な目標超過ではなかった。

一方、マネーサプライ抑制策は、それらと比較して図表-8に示されるように、79・80年度とその伸びの抑制目標を大きく超えるものであった。

図表-7 (サッチャー政権初期の) イギリスの中期財政金融戦略

(単位 %)

	通貨供給量 〔 M_3 , ポンド 建て〕	公共部門借入れ所要額 (PSBR)	公共部門支出 〔1979年融資 価格〕	成長率	
	年率	対 GNP 比	対前年比	実質	名目
1975-79 年平均 (目標)	〔1976年度 13 77 9~13 78 8~12〕	5 1/2		1.5	16.9
1979-80 年		4 3/4		0.7	16.7
1980-81	7-11	3 3/4	△ 0.6	△2 1/3 }平均1	
1981-82	6-10	3	△ 1.2		
1982-83	5-9	2 1/4	△ 2.0		
1983-84	4-8	1 1/4	△ 0.3		

(出所) 英国大蔵省” Financial Statement and Budget Report, 1980-81” などによる。

(注) 成長率は GDP (支出ベース, 要素費用) の実績値により, 1975~79 年は年平均, 79 年度は 1980 年 1~3 月 / 79 年 1~3 月として算出。

(出典) 「昭和 56 年版 世界経済白書」, 経済企画庁, を一部修正。

そして, 最大の目的であったインフレの抑制の程度についてみると, 80 年の消費者物価は, 第二次オイルショックの発生や付加価値税の引き上げ等で 18% まで上昇したが, その後は 81 年・12% 程度, 82 年・9% 程度に低下し, さらに 83 年・84 年には, 4% 台までに低下した。即ち, 最大のインフレ抑制手段とされたマネーサプライは, その実現目標値を達成したわけではなかったのに, インフレ率は低下した。それに替わって何がインフレ率を引き下げていったのかが, 問われなければならない。

(2) 先ず, マネーサプライの伸び率抑制が, 計画的に進まなかった理由の一つとして, 何よりも抑制すべき貨幣量の適切な選択を, 短期間で行うことが出来ず, サッチャー政権の後半になっても, 依然として物価の変動と相関する安定期な貨幣指標を決定するのに, 試行錯誤を続けたことにある。(1980 年 10 月 28 日の日経新聞は, 当時のマネタリストの総帥と呼ばれた, シカゴ学派のフリードマン教授が, 「英国のマネーサプライ抑制は落第」と評価したと伝えている。)

①そもそも, マネーサプライの伸びの調整は, イングランド銀行による金利の変更によって行われて来たが, 81 年 8 月から新金融調節方式に移行することになり, 最低貸出し金利 (MLR) の公表を停止した。他方において, 82 年 4 月からマネーサプライ調節をポンド建 M_3 でなく M_0 (流通通貨 + 民間銀行の対イングランド銀行自由準備) に変えるべきでないかという検討も行われ, さらに, ポンド建 M_3 (= M_1 + 民間部門の定期預金 + 公共部門の要求払預金・定期預

図表-8 （サッチャー政権初期の）イギリスのマネーサプライ動向
（ポンド建て M3 年率％）

	目標	実績
79年度	7～11	12.8
80年度	(80年2月～81年4月)	
	7～11	19.9
80年1～3月		8.3（前年比、年率）
4～6月		13.4
7～9月		39.6
10～12月		19.7
81年1～3月		9.1
81年度	(81年2月～81年4月)	
	6～10	
82年度	5～9	
83年度	4～8	

（出所）英国大蔵省“Financial Statement and Budget Report, 1981-82”。

実績は中央統計局“Economic Trends”による。

（出典）「昭和55年版 世界経済白書」, 経済企画庁, を一部修正。

金)に加えて、 PSL_1 (=ポンド建 M_3 +民間保有手形)と PSL_2 (= PSL_1 +貯蓄性預金及び証券)の2つの通貨供給量が発表されることになった。

但し、政府自体は従来通りのポンド建 M_3 を指標とすることを変更しないとしたが、物価の変動や各国所得の変動に影響を与え、それらの相関を生むものとして、他の金融指標である為替レート、市場金利、住宅ローン金利等も同時に考慮する方針であるとされ、早くもマネーサプライ調節指標としてのポンド建 M_3 の不完全性を認めることになった。

その後、政府は83年以降もインフレ抑制のために、マネーサプライの伸び率抑制の中間目標として、ポンド建 M_3 を中心として、上記 PSL_2 と M_1 を採用することになり、さらに M_0 について考慮することになった。しかし、84年度に、ポンド建 M_3 が目標圏を超え85年度もその伸びは抑制出来ず、結局その動きは放置された。そして、遂にポンド建 M_3 を中間目標から落し、「為替相場等の指標をにらみながら短期金利を機動的に操作する」ことに、方向転換を行ったが、86年度には再び目標とするなど、一貫性を欠いた政策が続いた。

そして、最終的には、87年度から、 M_0 のみを中間目標として使用し、 M_3 は使用しないことになったが、87年度には、 M_3 や PSL_2 の内容を変化させた M_4 や、 M_5 と呼ばれるマネーサプライの伸び率が公表されることになった。

②結局、このような中間目標値選択の混乱から考えて、政権初期に、マネーサプライがインフレ抑制の手段でなかったことは、明らかであるとすれば、それ以外のものとしては、第二次

石油危機の影響、金利の引き上げ、その後の政府支出の抑制、国際収支の動向等が、インフレ率を引き下げた可能性があったと言えよう。

(2)「サプライサイド強化」のための直接・間接の政策として、具体的には、①国有企業の民間への払い下げ、及び国有株式の放出等による民間私企業の自由な活動領域の拡大、②勤労意欲の増大や企業の積極的経済行動へのインセンティブ付与を目的とする、所得税（特に高額所得者にウエイトを置いた）減税、並びに企業課税・資本課税の優遇・軽減措置、③中小企業を主眼にした投資振興・生産性向上対策、さらに、④資本の国際的流動性を高める為替管理の全廃等があげられていた。（④については、政権成立後、短期間で実行し、79年10月までに、完全自由化を達成した。）

①の民営化等の実施の目的は、単にサプライサイド強化のためのみならず、株式売却や補助金削減による財政赤字の削減や労使関係の改善及び選挙対策もあったが、基本的には、経営の効率化、企業的意思決定の自由化、従業員・国民の総株主化による人民資本主義の実現や、保守党政権が目指した国民の1人1人が自分の住宅を持つことが可能となる、財産所有の民主化を進めることにあった。さらに、民営化は、関係する規制の緩和と一体化して進められるため、民営化に伴う規制の緩和の実態も把握することが必要である。

④ 民営化の時期別実施内容をみると（図表-9）、79年から83年頃までに、主として運輸・エネルギー・通信・製造分野の競争的産業の国営企業の民営化、及び公営住宅の民間払い下げが行われ、80年代後半から90年代にかけては、通信・電力・水道・ガスなどの公益事業ないし自然独占的産業と残りの運輸・製造業の国有企業の民営化が行われ、90年代に入ってから、メジャー政権下で、労働組合や国民の抵抗が強かった石炭・鉄道・郵便などの民営化ないし公社化が行われた。

④ これらの民営化の具体例を、民営化と一体化、或いは先行した規制改革の実態と関係させて述べると、以下のとおりである（図表-9及び図表-10）。

航空については、1984年にBAの公社化と参入規制緩和が行われ、運賃も85年から実質自由化（10日以内に認可）され、BAは86年に民営化されている。

バスは、1980年交通法の制定により急行バスは80年から、全国バスは85年から参入及び運賃が自由化され、86-87年には、公営バスの民営化が行われた。

電気通信は、1980年電気通信法が制定され、81年に郵電公社が郵便と電信電話公社（BT）に分離され、参入規制が緩和された。1984年に、BTが民営化され、91年からCATVも参入可能

図表-9 英国国有企業の民営化

民営化開始年	電気通信	エネルギー	運 輸	そ の 他
1979/80		(サッチャー政権第1期) ブリティッシュ・ ペトロリアム (石油)		ICL (エレクトロニクス)
1980/81				ブリティッシュ・ア エロスペース
1981/82	ケーブル & ワイヤレス (国際通信)		ナショナル・ フレイツ(陸運)	アマシャム・インタ ーナショナル(機械)
1982/83	International Aeradio (通信)	ブリトイル (石油)	A. ブリティッ シュ・ポート (港湾)	英国鉄道ホテル
1983/84				
1984/85	ブリティッシュ ・テレコム (通信)	(サッチャー政権第2期) wytch farm (石油) エンタープライ ズ・オイル	Sealink (フェリー)	ジャガー Inmos (半導体)
1985/86				
1986/87		ブリティッシュ ・ガス	ブリティッシュ ・エアウェイズ	
1987/88		(サッチャー政権第3期)	ブリティッシュ ・エアポート	ロールス・ロイス
1988/89			ナショナル・バ ス・カンパニー	
1989/90				水道公社
1990/91		電力会社、 地方配電会社		
1991/92		(メジャー政権)		
1992/93				
1993/94				
1994/95		ブリティッシュ ・コール	ブリティッシュ ・レイル	

(出典) 江藤勝 (2002)。44 頁。

図表-10 英国における規制改革の主な流れ

1979年	・サッチャー政権成立
80年	・交通法制定により、急行バスの参入・価格自由化
81年	・電気通信法制定により BT 設立（郵電公社を郵便と電信電話に分離）
83年	・マーキュリー参入 ・エネルギー法成立（国営電力会社を買電等義務付け） ・交通法改正（バスの自治体の補助政策を規制）
84年	・電気通信庁設立（OFTEL） ・BT 価格キャップ制導入
85年	・交通法改正により、全バスの参入・価格自由化 ・航空運賃届出制へ ・交通法改正でバス事業免許の廃止
86年	・ガス法成立、参入許可制と価格キャップ制の導入 ・独立規制官庁 OFGAS 設立 ・ビッグ・バン大改革
87年	・銀行法改正 ・BA, BCal を合併
89年	・電力法改正（分割・民営化決定） ・電力庁（OFFER）設立
90年	・電力大口需要家、発電・配電会社の選択自由化 ・発電電力プール制、価格入札制導入 ・送・配・小売価格にプライスカップ制 ・独立テレビ規制委員会（ITC）、民間放送免許の入札制導入
91年	・電気通信に、新規参入増加始まる ・メジャー政権成立
92年	・OFGAS, BG の分割を提案
93年	・独占・合併委員会（MMC）、BG 販売部門の分割勧告
94年	・トラックの資格免許制緩和 ・規制緩和とコントラクティング・アウト法制定
96年	・BG は、パイプラインのみ独占を認めらる
97年	・ベター政権成立。「ベター・レギュレーション・ユニット」設置 ・「ベター・レギュレーション・タスク・フォース」設置 ・金融サービス機構（FSA）発足
98年	・最低賃金制復活法成立
99年	・「ベター・レギュレーション・ユニット」を、「レギュラトリー ・インパクト・ユニット」に名称変更
2000年	・「金融サービス・市場法」成立 ・94年の「規制緩和とコントラクティング・アウト法改正法」成立
2001年	・電力プール制を廃止し、新電力取引制度（NETA）スタート

（出典）江藤勝（2002）。45頁。

英国のニュー・レイバーの経済政策（その2）

となった。料金は1984年からBTにプライスカップ制を導入している

電力については、1983年エネルギー法成立により、国営電力会社に買電が義務づけられ、89年の電力法改正（分割・民営化決定）により、90年に発電部門で2社民営化され、原子力発電は国営のままとなったが、参入も自由化された。送電部門は民営化1社で独占となった。

天然ガスは、1986年にガス法が成立し、BGが民営化され、参入も許可制となった。価格は規制され、小口は一律料金表によった。プライスカップ制も導入された。しかし、1992年OFGASは、さらにBGの分割を提案し、BGは工業用供給のウェイトの低下を約束した。

その後1996年には、BGはパイプラインのみ独占を認められることになり、生産・供給には、BG以外の会社の新規参入が認められることになった。

水道は、1989年に水道公社が、10の民間会社になり、参入も規制緩和された。料金も納税額比例制から、メーター制へ変更され、プライスカップ制も導入された。

鉄道は、BRが、1993年の国鉄民営化法により全額政府出資の会社となり、レールは公有、輸送サービスは車両保有と運行サービスに分け、運行サービスは、フランチャイズ方式の下、民間へ運営委託された（上下分離）。具体的には、1994年にレール会社が設立され、96年に民営化された。また、その料金にプライスカップ制が導入され、車両保有会社と信号・保守会社も民間に売却された。

しかし、1999年、2000年と大きい鉄道事故が発生し、民営化の見直しが行われた。そして、レール等施設保有・管理会社である「レールトラック社」は、大事故による大規模な線路補修費用に伴う負担増大に耐えられず破産し、政府管理下に置かれることになった。

トラックは、既に1970年に量的参入規制が撤廃されていたが、94年には資格免許制も緩和された。

石炭については、1994年に石炭公社民営化法が成立し、休止鉱山所有の新公社設立が行われるとともに、他の鉱山は地域民間会社の所有に移された。

証券・銀行については、証券は、公正取引庁が株式取引所の制限的慣行に対し提訴したことが契機となり、1986年に、証券市場大改革（ビッグ・バン）が行われ、手数料自由化、ジョバーとブローカーの相互の兼業を認めた。また、コンピューター端末売買方式の導入や会員権の外国への開放が行われた。一方、1986年に、新規立法として「金融サービス法」が成立し、投資業の規制範囲が拡大した。また、認可業者等に投資家の資格を限定し、規制・監督手法は自主規制が基本となり、中央監督機関としてSIB（証券投資委員会）が設立された。

銀行は、自主規制でやってきたものを、ECとの調整上、1979年に銀行法が成立し、預金受入機関と非受入機関が区別され、預金受入業務に免許制が導入され、承認銀行と認可銀行に分離された。さらに1987年に、銀行法が改正され、両銀行を要免許機関として一元化した。また、預金保険機関が創設され、監督機関はイングランド銀行の監督委員会となり、大口投資、買取規制が行われるようになった。(金利は1971年から自由化されていた。)

放送は、80年代初めまでは、BBC(公共部門)とITV(民間部門)の、テレビ・ラジオ双方での複占体制で、監督は内務省が行い、1982年にチャンネル4を創設し、CATVが、1984年の有線放送会社法成立により、放送の独立分野として承認された。1985年に、ピーコック委員会がBBCの民営化を検討したが、実現しなかった。1990年に、放送法が改正され、ITVのテレビ、ラジオ免許が入札制となった。また、BBC、ITVの番組の最小25%を外部独立会社から購入すること等が決められた。その後、メジャー政権に替わり、規制枠、ルールを設けた上で免許取得者に自由を認める方向へ変わり、規制も事前規制から事後規制へ移行した。1995年には、チャンネル5の創設が行われた。

(加えて、これら「民営化・規制改革」とは別に、日本で言えば、行政事務や組織自体の合理化・民間化も、サッチャー・メジャー両政権で進められたことにも留意すべきであろう。サッチャー時代には、「コントラクティング・アウト」と呼ばれる、行政事務のうち、民間組織が行った方がより効率的に実施できるものを、民間に委託契約して、行政部門の人員やコスト等の削減を進めた。さらに、メジャー政権では、行政組織のうち、よりその業務を効率的に実施出来る可能性のある現業機関を「エージェンシー」と呼ぶことにし、これ自体を更に民営化することも推進した。前者の具体例として、「ゴミ処理」、「食品調理」、「建設」等があり、後者の具体例としては、「政府刊行物センター」や「車検事務所」等があった。)

㊦ 以上のような、実施された民営化等により、どのような結果が生じたであろうか。上記①に係わるそれらについては、以下のような整理が出来る。

④ サプライサイド強化に直接関連するものとしては、まず、民営化や規制緩和によって競争の強化・経営者の意思決定の自由化がなされたかである。前者については、各産業の殆んどにおいて、新規参入企業が多数増加することによって、後者については、政府や行政部門による介入が減少したことにより、改善したとされている。

⑤ また、民営化等が行われた関係産業で、生産性上昇・収益増大・投資増大・サービス多様化や利便性の向上に加え、大半の産業で価格料金の低下がみられた。

英国のニュー・レイバーの経済政策（その2）

㉔一方、雇用・賃金については減少・低下した産業があり、また、自然独占や寡占産業であったものは、民営化後も寡占度が上昇したり、弊害が指摘されているものがあった。

㉕国有住宅等の売却については、79年以降83年までに、約60万戸の住宅が売却され、これにより、約100万人が住宅所有者となった。

㉖さらに、国有企業の売却収入は、79年から92年まで総額409.5億ポンドに達し、88年から91年まで、政府の公的部門借入必要額を不要とする、大幅黒字を生むことになった。これは、予算面からの小さな政府の実現をもたらすとともに、インフレ抑制への手段として、役立つものであった。また、84年から本格化した、株式の売却は、個人投資家の国民及び民営化企業の従業員が、当然その対象となり、目的とした「人民資本主義」の実現に資することになった。そして、これは同時に、その値上がりは、87年のサッチャー再選選挙の時に、その支持を高める要因としても寄与した。

㉗最後に、多数の国有企業の民営化の結果、英国国有企業のウェイトは、名目国内総資本形成・名目国内総生産・雇用において、79年の29.2・27.2・29.3%が、89年には、13.8・20.3・23.1%に、それぞれ低下した。

㉘②の「減税」実施の具体的内容は、次の通りである。

㉙① 図表-11 に示されているように「個人所得税」については、79年に、税率の引下げと税率構造の簡素化を図った。即ち、25～83%の11段階区分の累進税率を、25%～60%の7段階に低下及び減少させた。また、基本税率を33%から30%に引下げた。「法人税」については、小規模法人（ACT税）への基本税率引下げ（42%から40%へ）と、前払法人税、或いは予納法人税率の33%から30%に引下げが行われた。その後、メジャー政権の92年まで、法人税は、これらを始めとして、ほぼ毎年、減価償却率や標準税率の引上げ及び引下げが行われ、メジャー政権の92年には、標準税率は、83年の52%から33%へ低下した。

その後の個人所得税では、生命保険料控除の廃止が行われた一方、住宅ローン利子控除対象の借入上限の引上げが行われた。基本税率引下げは、86年から再開され、同年の29%から、メジャー政権末期の96年には24%に低下し、税率構造も88年に、6段階から2段階に減少し、税率も25%と40%までに低下した。（但し、92年のメジャー政権では、3段階に増加し、税率は、20%・25%・40%と最低税率は引下げられた。）

㉚① その他の改革については、VATが79年に、2段階から1段階に減少したが、税率は8%

図表-11 イギリスの主な税制改革

① サッチャー・メージャー政権の税制改革

年度 (4~3月)	個人所得税	法人税	その他
サッチャー政権			
79-80	税率を11段階から7段階に (25%~60%) 基本税率引下げ(33→30%)	小規模法人税率の引下げ(42→40%) ACT税率の引下げ(33→30%)	VATの税率を2段階から1段階に (8、12.5→15%)
80-81	税率を7段階から6段階に (30~60%)		
81-82		減価償却率(機械設備)の引上げ (初年度50→75%)	
82-83		小規模法人税率の引下げ(40→38%) 減価償却率(建物)の引下げ (初年度100→75%)	
83-84	住宅ローン利子控除対象の借入 上限の引上げ (£25,000→£30,000)	標準税率の引下げ(52→50%) 小規模法人税率の引下げ(38→30%) 減価償却率(建物)の引下げ (初年度75→50%)	
84-85	生命保険料控除廃止	標準税率の引下げ(50→45%) 減価償却率(建物)の引下げ (初年度50→0%) 減価償却率(機械設備)の引下げ (初年度75→50%)	
85-86		標準税率の引下げ(45→40%) 減価償却率(機械設備)の引下げ (初年度50→25%)	
86-87	基本税率引下げ(30→29%)	標準税率の引下げ(40→35%) 小規模法人税率の引下げ(30→29%) 減価償却率(機械設備)の引下げ (初年度25→0%) ACT税率の引下げ(30→29%)	
87-88	基本税率引下げ(29→27%)	小規模法人税率の引下げ (29→27%) ACT税率の引下げ(29→27%)	
88-89	税率を6段階から2段階に (25%、40%) 基本税率引下げ(27→25%) キャピタル・ゲイン課税率の変更 (一律30%→所得税率)	小規模法人税率の引下げ(27→25%) ACT税率の引下げ(27→25%)	
89-90			
メージャー政権			
90-91		標準税率の引下げ(35→34%)	固定資産税→コミュニティ・チャージ(人頭税)の導入
91-92	借入額£30,000を上限とする住宅 ローン利子の税額控除を25%に 引下げ	標準税率の引下げ(34→33%)	VATの標準税率引上げ (15→17.5%) コミュニティ・チャージの軽減
92-93	税率を2段階から3段階に (20%、25%、40%)	減価償却率(建物)の引上げ (初年度0→40%) 減価償却率(機械設備)の引上げ (初年度0→20%)	
93-94		減価償却率(建物)の引下げ (初年度40→0%) 減価償却率(機械設備)の引下げ (初年度20→0%) ACT税率の引下げ(25→22.5%)	コミュニティ・チャージ廃止 →カウンシル・タックス導入
94-95	借入額£30,000を上限とする住宅 ローン利子の税額控除の引下げ (25→20%)	ACT税率の引下げ(22.5→20%)	
95-96	借入額£30,000を上限とする住宅 ローン利子の税額控除の引下げ (20→15%)		
96-97	基本税率引下げ(25→24%)	小規模法人税率引下げ(25→24%)	

(出典) 内閣府編 (2002) 『世界経済の潮流, 春』。16頁。

英国のニュー・レイバーの経済政策（その2）

から15%に引上げられ、メージャー政権下の91年に、さらに17.5%に引上げられた。

また、サッチャー政権の終りにコミュニティ・チャージ（人頭税）が導入されたが、不評を買い、4選への出馬を断念した。メージャー政権は、本税を93年に廃止し、カウンシル・タックスを導入した。

㊸ 以上のような、サッチャー・メージャー政権の減税を始めとする税制改革は、「所得課税から消費課税へのシフト」「個人及び法人の所得減税」並びに、「税率構造の簡素化ないしフラット化」、そして、一方での「課税ベースの拡大」がその特徴であったと言えよう。そしてこれらは、コミュニティ・チャージ等を除き、個人や企業の経済的な「インセンティブ」を高め、また、「小さな政府」創出のための手段となったとされている。（勿論、他方においては、財源の確保を図るため付加価値税率の引上げ等も行った訳である。）

㊹ しかし、上記のような評価とは別に、神野東京大学名誉教授は、別の角度からの評価を行っている。そのポイントをまとめると、以下の通りである。（参考文献に掲げる、税制調査会提出資料を、参照されたい。）

④「所得税」については、最終的には、軽減税率を廃止し、基本税率と超過税率の一本化を図ったことにより、全体として、税率は高く設定されたが、課税は抜け穴だらけだったそれまでの戦後税制の不公平性を改めたが、結果としては、租税負担構造を貧困階層に重くシフトすることになった。

⑤「消費税」については、73年に導入されていた「付加価値税」の標準税率・割増税率の二種の税率を、ECへの調和を念頭に、15%の税率に一本化したことが特色であった。

⑥「法人税」については、特別償却制度の廃止を行う一方、税率の引き下げを行ったことが重要である。

⑦「その他の税制改革」としては、「キャピタル・ゲイン課税」の総合課税化、「相続税」を、88年に40%の単一税率にしたことであり、「フラット化・簡素化」の一例である。

⑧そして、サッチャーの税制改革は、①インフレ抑制に寄与し、②製造業の生産性を上昇させた。③また、国民の持家及び株式所有者比率は上昇させたが、④91年には、多数のローン返済停滞が発生し、差し押さえの結果、ホームレスが増加し、また、失業・倒産も増加した。

㉔さらに、犯罪率が上昇し、生活の安心と安全が破壊され、公共領域におけるモラルの低下を生んだとされる。

㉕以上の、サッチャー税制改革の特徴の指摘やその結果評価には、サッチャー経済政策の諸分野の実施による複合的結果とみられる面もあると思われるが、基本的に適切な指摘と考えられる。

㉖最後に、神野名誉教授の評価とは別に、この長期に渡る多数の税制改革の結果を、統計面からのマクロ的変化でみると、英国の国民所得に対する税負担の比率は、79年の36.7%から、89年の40.7%に上昇している。様々な減税が行われたものの、結果的には税負担の軽減をもたらしたのではなく、付加価値税の上昇などによって、低所得階層まで広く課税され、神野名誉教授の評価に、統計的裏付けを与えるものと思われる。

(3)「賃金・労働政策」の具体的内容とその評価に関しては、以下の通りである。

サッチャー保守党政権の「賃金・労働政策」の最大の特徴は、求職者の自立を促し、雇用環境に競争原理を導入したことであった。そのため、雇用法や労働組合法・賃金法等についての多数の改正や撤廃を行った。結論的に言えば、「賃金・労働政策」の具体的な政策は、①「労使関係の是正などによる雇用者の賃金抑制につながった政策」、②「失業給付の切り下げなど自発的就労意欲を高めるための政策」、③「女性の保護規定の撤廃など、労働市場の柔軟化・流動化のための政策」の三つに分類される。(図表-12を参照)。

①については、伝統的に英国では、労使関係に政府が介入しない立場にあったが、サッチャー政権発足時には、事業主が労働者を雇用する場合、労働組合員から採用しなければならない「クローズド・ショップ協定」の存在が前提とされており、労働党の支持母体でもある労働組合に有利になる労使関係が主体となっていた。この制度により、「英国病」とまで言われた経済実態の悪化が進行する中で、生産性を上回る賃上げ要求や、それを原因とする争議行為が急増していた。このため、サッチャー政権は、「クローズド・ショップ協定」を締結することに対し、条件を強化し、最終的には、90年にこの協定の存在そのものを全廃した。また、これとは別に、82年に合法的労働争議の範囲縮小を行い、さらに84年には、争議行為前の手続きや85年の参加強制拒否権等の制定、加えて、82年には、労働組合自体の弱体化を目的とした、組合員の解雇規制の緩和も行っている。

②については、本「紀要」前号に記したように、第2次大戦後に政権を握った労働党は、「福祉国家」の理念と目的に従って、失業者に手厚い保護を与えることになり、失業者はこれに依

図表-12 イギリス雇用関係制度の変更

イギリス		労働市場の柔軟化、流動化のため政策	
	雇用者の賃金抑制につながった政策		
1980～	・クロズド・ショップ協定の規制 80年 新規に協定を結ぶには適用労働者の80%の賛成が必要 82年 協定存続のための定期的投票 88年 協定締結、維持のための労働争議禁止 90年 協定の禁止	1986～	・女性の保護規定の撤廃 86年 退職年齢を男女共に65歳にし、女子労働者の就業時間規制を撤廃。(深夜労働が可能に) 89年 雇用、昇進等についての差別規定の撤廃(女子の就業規制廃止) ・労働時間規制の廃止 89年 年少者の労働時間規制、休日労働禁止規定(フレックス、年間時間契約など可能に)
1982～	・労働組合の弱体化 82年 解雇規制の緩和 82年 非組合員の不当解雇の補償・保護強化、合法的労働争議の範囲の縮小 84年 労働争議前の投票制導入(投票の4週間前の実施、過半の賛成のない争議行為は違法) 88年 組合員の正式でない労働争議に関して傘下を拒否する権利。組合による不当な制裁からの保護 ・その他		最近の労働規制政策
1993	93年 法定最低賃金の廃止		・最低賃金制度の復活(99年4月より) 21歳以上は時給3.6ポンドが最低賃金に ・労働時間規制 週48時間労働規制(EU労働時間指令のに対する対応) ・不当解雇 不当解雇に対する裁判所への訴えに必要な勤続年数を短縮(2年以上から1年以上へ) ・組合の承認 雇用者の組合承認を組合員の数または組合承認投票により強制化
	自発的就労意欲を高めるための政策		
1982～	・雇用意欲を高めるための失業給付等の切下げ 82年 給付を所得比例方式から定額方式に、失業給付への課税 84年 児童扶養加算手当ての廃止 88年 16～17歳の失業者を給付対象から除外 89年 ジョブセンターから紹介の職を正当理由無しで拒否の場合失業給付の停止 96年 失業保険給付から求職者手当てに変更、給付期間を原則1年から半年へ短縮		
1981～	・訓練制度の充実、職業紹介システムの効率化等 81年 雇用サービス行政の縮小(民間の自主的訓練の促進) 87年 ジョブセンターと失業保険給付事務所を統合。(就労援助、訓練機会の提供等業務の効率化) 87年 TECs(Training and Enterprise Councils)訓練企業委員会の設置(地域の特性に合わせた訓練プログラムの開発、運営を行う) 93年 若年者、長期失業者を主な対象とした職業訓練政策 95年 民営職業紹介、労働者派遣に対する許可制の廃止		

(出典) 経済企画庁編「平成10年版 世界経済白書」、大蔵省印刷局。271頁の表を修正。

存し、新たな職探しのインセンティブを持ちにくい状態になっていた。このため、サッチャー政権は、失業給付から、職業訓練等による新規就業の拡大への転換を目的として、82年に給付方式を、所得比例方式から定額給付方式に変更し、給付の切下げを行い、88年には、16～17才の失業者を給付対象から外し、89年には職業紹介所の就労紹介を理由なく拒否した者には、給付を停止することや、自発的就労意欲を高めるために失業保険制度の数回の見直しを、80年代に行った。

さらに、職業訓練制度の見直しも行い、89年には、地方の現場で訓練を行う、民間企業主体の基幹組織を設立し、失業者就労促進を図った。

③については、女性を働き易くするために、86年に退職年齢を男女共通の65才に変更するとともに、女性の就業時間規制も撤廃し、深夜労働を可能とした。さらに、89年には、雇用・昇進等についての女性の差別規定も撤廃した。また、労働時間帯や労働時間制限自体も制限をなくした。同じく年少者の休日労働禁止規定等も撤廃し、フレックスタイム制や年間労働時間制も可能となった。

④以上のような、具体的な「賃金・雇用政策」の実施により、次のような結果が生じたとされている。

① 上記①の政策によって、労働争議件数の減少や組合組織率の低下が生じ、賃金決定過程が弾力的かつ多様化し、賃上げ率も低下した。統計を見ると、労働争議への参加人数は、80年の失業者数166.5万人から、82年のその291.7万人に増加したことを背景として、80年には、83万人であったものが、82年には210.1万人に増加した。しかし、その後は、86年の、80年代最大の失業者数328.9万人を記録した年にも、逆に僅か53.8万人の参加人員しかいなくなった。

また、③の政策によって、労働市場の柔軟性が増加し、90年代には、パートタイム労働者が女性中心に増加した。失業者数も、80年代の終りには180万人までに減少した。

② 他方、サッチャー政権のこの政策実施により、弊害も生じたとされている。弊害は、90年代になって顕在化した。賃金上昇率の低下のゆるやかな進行とともに、当然のことではあるが、第一に、低賃金労働者が増加し、高賃金労働者との賃金格差の拡大が生じた。Francis Greenのサーベイ結果に依れば、週賃金レベルのジニ係数は、男・女双方において、1986年以降95年まで一貫して増大しており、前者・後者の係数は、それぞれ80年の0.3及び0.25程度から、95年の0.39及び0.32程度に上昇している。

第二に、90年代に入り、若年層(18~24才)の失業率が一段と上昇し、25~49才層の倍以上で高止まりしており、かつ、失業者総数の半分以上を占めるようになってきていることである。

(4)「教育・国民保健サービス等」についてのサッチャー・メジャー政権の具体的政策内容と、その結果についての評価を簡単に整理すれば、以下の通りである。政策対象は、「教育」・「NHS」・「年金制度」である。

①「教育」については、サッチャー政権時には、他の先進国と比べての学力低下が問題となっ

ていた。そのため、87年の再選勝利後に、「教育改革」を打ち出すことになった。改革の理念は、「市場原理の教育への応用による教育水準向上を図ること」と、「効率的な学校運営を目指すこと」に置いた。そして、具体的な政策としては、①「ナショナル・カリキュラムの作成」、②その到達度をみるための「全国テストの実施」と、その「学校ごとの結果の公表」であり、また、③「地方教育当局の権限を縮小」し、「自主的な学校運営を推進」して「親の学校選択を促進すること」、であった。

その後のメジャー政権においては、引き続き、④「学校運営の自主性の推進」を図るとともに、⑤学校の説明責任を重視した「学校視学制度の再編強化を行うこと」と、「保育パウチャー制度の導入」を具体的政策とした。

これらの政策実施の結果、明確な指標の導入による学校や生徒の達成度の客観的な評価が可能になったことは評価されるが、他方で、⑥競争から脱落した生徒への対応不足、⑦教育困難地域に対する具体的政策の不足、⑧それら故の、国全体の教育水準は上昇せず、という問題を生んだ。

③「国民保健サービス（NHS）の改革」については、この医療制度が1948年の発足以来、税金による公共医療制度として、国民に無料でサービスを提供して来たため、国民の支持は厚く、サッチャー政権も民営化の対象とはせず、以下のような具体的な政策で改革しようとした。

まず、①「財政支出の削減」を図るため、眼鏡や歯科給付の削減を図ること、②NHS組織を、サービス調達側（地区保健当局）と供給側（病院）に区分し、調達側当局が診察契約を締結できる病院の範囲を管轄区域外に拡大するとともに、民間病院も対象とすることになった。また、NHS病院はトラストとし、病院予算を事前に配分する方式から、具体的診療への対価として支払う方式に変更し、さらに、実力と意欲ある家庭医グループには、地区保健当局の予算を委譲し、予防医療や病院サービスの効率化を促進した。③これらの改革の結果として、競争を通じて患者本位のサービス提供が重視されるようになり、また、家庭医の地位が向上した。

一方、問題として、以前から行われていた入院医療抑制を一層進めたため、手術・入院の待機者数が増大し、メジャー政権の終わり頃には、約120万人に達し、92年の総選挙で、労働党からの厳しい批判を受けた。

④「年金制度の改革」については、以下の具体的政策を実施した。

①高齢化や新規加入者の減少による財政負担を削減するため、給付額の改定を、物価か賃金のいずれかの高い方に依らず、物価一本に統一した。②2階部分の所得比例年金については、給付算定方式を切り下げ、私的年金への移行を促進した。③もともと英国の年金制度は、高齢化速度が遅いためと、①と②のサッチャー改革により、先進国の中で、公的年金財政が安定し

図表-13 所得分配の公正さの変化

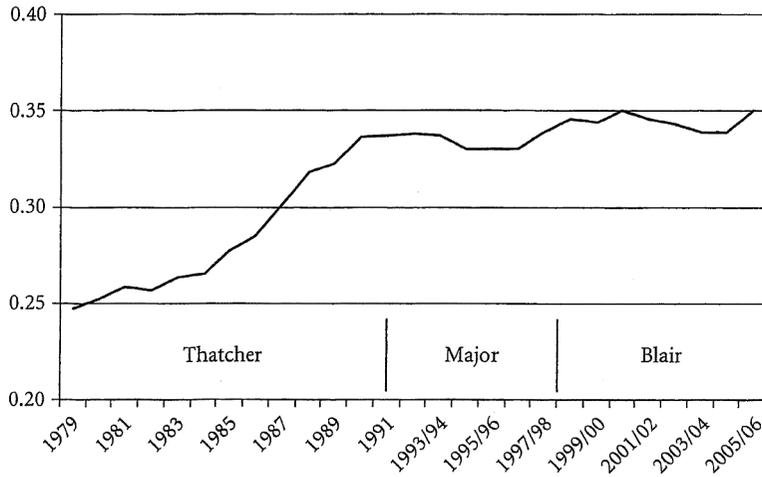


Figure 19.5. The Gini coefficient 1979–2004/5
 Source: based on figure 8 in Brewer *et al.*, *Poverty and Inequality in the UK: 2007*, data from Institute for Fiscal Studies website (www.ifs.org.uk).
 Note: The Gini coefficient has been calculated using incomes before the deduction of housing costs.

たものになったとの評価を受けた。ただ、給付レベルの妥当性は残るとされた。

(5) 生産性や所得格差や所得分配の公正に与えた影響

これまで、サッチャー政権を中心として実施された、民営化等を始めとする「サプライサイド強化のための政策」・「税制改革政策」・「賃金・労働政策」等によって、70年代までの英国経済不振の原因の一つであった「労働生産性」の低迷は是正されたのであろうか。また、民間の自由な競争を促進することによって、経済を活性化させる道を選択した英国経済は、一方に於いて、民間の自由競争重視の代償として生じると言われる、所得格差の拡大や所得分配の不公正の進行等については、どのような結果を得たのであろうか。

①労働生産性について、製造業のそれを統計的に見ると、経済不振の最悪期にあった1970年代のそれは、各年のブレが大きく、平均的には3%の伸びに届かなかった。サッチャー政権登場後の80年代は、80年に-2%の伸びとなったが、83年の9.7%を特別としても、ほぼ毎年5%を超える伸びを示した。以上の数字からみると、上記の諸政策は、製造業の労働生産性を改善したと言えよう。

②分配の公正や所得格差の発生がどうなったかを見ると、どちらも結果としては、悪化している。

図表-14 所得格差の変化

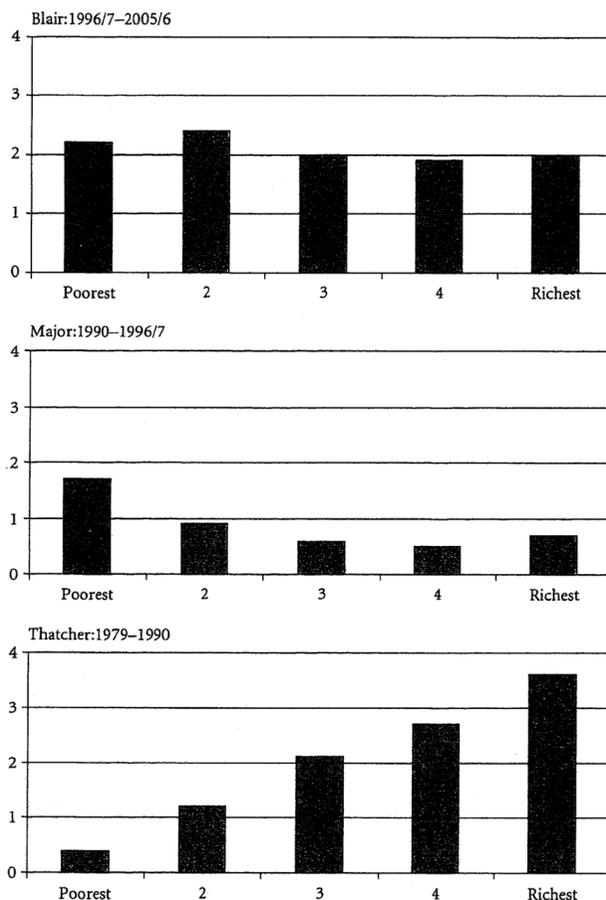


Figure 19.4. Real income growth by quintile group under Tony Blair, John Major and Margaret Thatcher (% per year).

Source: Brewer et al., *Poverty and Inequality in the UK: 2007*, table 4.

Notes: Averages in each quintile group correspond to the midpoints, i.e. the tenth, thirtieth, fiftieth, seventieth and ninetieth percentile points of the income distribution. Incomes have been measured before the deduction of housing costs.

図表-13は、Kitty Stewartの引用している図であるが、79年から2005/6年までの、英国の所得分配の公正さを示すものである。ここで使われている統計は、所得から住居費を引いていないものである。この統計で、ジニ係数を計算しているが、サッチャー時代に急激にジニ係数が上昇し、0.25から0.34に接近していることが分かる。即ち、この時期に所得分配の不公正化が、大きく進んだことが分かる。

また、図表-14は、同じくKitty Stewartの引用している図であるが、サッチャー政権時代は、

貧困者の所得の伸びが一番小さく、所得が高い人ほど伸びが大きくなっており、文字通り、所得格差の拡大が発生したことを示すものである。

(以下、次号に続く)。

参 考 文 献

- 在英国日本大使館・経済班 (2001) 『英国の構造改革 (総論)』 在英国日本大使館
在英国日本大使館・経済班 (2001) 『英国経済概況』 在英国日本大使館
日本銀行調査統計局 (2000) 『日本経済を中心とする国際比較統計』 日本銀行
<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/kiso07d.pdf> (2011/10/30 アクセス)